田辺市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

(令和4年度~8年度)

新しい生活様式から見える地域づくり ~地域共生社会の実現に向けて~

令和4年3月

社会福祉法人 田辺市社会福祉協議会

【目 次】

第1草	総論		
1	計画策定	≘の趣旨	1
2	計画策定	三の背景	2
3	計画の位置づけ 3		
4	計画の実施期間 4		
5	福祉専門	『職アンケート調査及び社会福祉士等との意見交換会 .	4
第2章	各論		
1	基本理念	まと各目標、重点実施項目	15
2	計画の体	本系	18
基本	5目標 1	地域福祉を支え合える人づくり・つながりづくり	20
基本	5目標2	地域福祉を支え合えるしくみづくり	26
基本	5目標3	たなべあんしんネットワーク活動の推進	39
用語解認			48

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が地域福祉を推進する上で、基盤となる活動・行動を体系的に示したもので、地域の住民や団体等の協力を得ながら、 地域の結びつきを再構築するとともに、住民主体の活動をベースにして課題解 決を図ることを目的として策定するものです。

本会では、社会福祉法で位置づけられた地域福祉の推進を図る公益性を持った民間団体として、地域福祉活動計画の推進役として中心的な役割を果たして参りました。

現在、平成29年度から「気軽に声をかけあって、絆深まる地域づくりを目指して」を基本理念に掲げる「第3次地域福祉活動計画」に基づき、行政・関係機関や専門職と連携を図りながら、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域課題の解決に取り組んでいます。

このような中、人口減少や核家族化の急速な進行、高齢者単身世帯の増加や 地域でのつながりの希薄化に加え、この度の新型コロナウイルス感染症といっ た、これまでにない脅威への対応が迫られています。

社会構造の変化に伴う福祉課題は、ますます複雑化・多様化しており、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる包括的なコミュニティをつくっていく「地域共生社会《注1》の実現」が求められています。

第4次田辺市地域福祉計画(以下、「市計画」という。)では、これまでの計画の理念と目標を基本的に継承しつつ、SDGs (持続可能な開発目標)《注2》の理念等も踏まえながら、『誰一人取り残されない「地域共生社会の実現を目指して~自治と協働にもとづく暮らしやすい地域づくり~』として、住民等の参加を得て、地域の生活上の解決すべき課題を明らかにし取り組むこととしています。

第4次地域福祉活動計画(以下、「本計画」という。)は、市計画と理念や方向性を共有し、地域福祉を推進するための両輪の役割を果たしていけるよう、地域共生社会の実現に向けた、新たな目標と重点的に実施する活動項目を定め、地域の住民や団体等と共に地域福祉を推進していく活動計画として策定します。

2 計画策定の背景

(1) 「地域共生社会の実現」に向けた社会福祉法の改正

平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」において、「地域共生社会の実現」がこれからの重要な政策の一つとして盛り込まれ、厚生労働省が最も重要視している政策です。

近年、高齢者や障がい者など様々な分野の問題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数の問題を抱え、複合的な支援を必要とするケースが増加し、対応が困難な状況が浮き彫りとなっています。

そのような中、国では、地域共生社会を実現するために、「地域包括ケアシステム《注3》の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29年6月2日公布)」により、改正社会福祉法を平成30年4月から施行し、住民自ら課題解決を試みる体制の整備や、複合的課題に対応する包括的相談支援体制の構築を目指すこととされました。

また、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑、複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が新事業として「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの事業を一体的に実施する、重層的な支援体制が示されました。 【重層的支援体制整備事業】(令和3年4月から施行)



(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の超高齢社会の到来に伴い、増加し続ける認知症高齢者、知的障がいやその他の精神上の障がいがあることにより判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、地域社会の喫緊の課題となっていますが、このような課題の解決策の一つである成年後見制度は、十分に利用されていないのが現状です。

このような状況を踏まえて、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年に制定され、田辺市においては中核的な機関として、令和 2 年 10 月に「権利擁護センターたなべ」《注 4 》を設置しました。

3 計画の位置づけ

○地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、多くの住民から出された課題に対して、市が地域で行う取組の方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものであり、地域福祉を推進するための基本計画としての役割を担うものです。

また、地域の生活課題の解決に向けて、さまざまな主体が地域で展開する 取組を計画的に進める道筋を示すという役割も担っています。

地域福祉計画は、社会福祉法の中で以下のように位置づけられています。

(社会福祉法(令和3年4月改正)より抜粋)

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう 努めるものとする。
 - 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に 関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関 する事項

○地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼び掛けて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サ

ービス)を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画が行政計画として、また地域福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、両計画は「対」をなす計画といえます。

「地域福祉計画」に「地域福祉活動計画」の実現を支援するための施策を 盛り込むなど、相互に連携することが重要です。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

前述のように、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動の在り方を定める地域福祉活動計画は、言わば車の両輪です。これらを一体となって策定することの意義は、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性が高まることにあります。

4 計画の実施期間

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、計画実行3年目の令和6年度に後期計画の見直しを経て、5年目の8年度に第5次活動計画策定に向けて評価を行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第 4 次田辺市地域福祉計画・地域福祉活動計画				
		後期計画見直し		

5 福祉専門職アンケート調査及び社会福祉士等との意見交換会

田辺市における福祉課題を把握するため、令和3年7月14日から7月30日にかけて、市内の福祉専門職(福祉事業所、保育所等の職員)183名を対象としたアンケート調査を実施し、「対応が困難であると感じた個別事例」を2つまで挙げていただいたほか、「今後連携していきたい関係機関」等について80名の方からご回答いただきました。

また、「複合的な課題(複数の課題を抱えている、支援拒否、セルフネグレクト等により、支援が困難になりがちな課題)」についても把握するため、社会福祉士を中心とする福祉関係の方々と意見交換会を行いました。

これらの調査結果の概要は次のとおりです。

1 福祉専門職アンケートの調査結果の概要

● 回答者の所属団体・組織

団体・組織の種別

	施設数	パーセント
高齢者関係事業所	25	31. 3
障害者関係事業所	19	23. 8
児童福祉関係事業所	19	23. 8
行政関係	4	5. 0
その他	6	7. 5
高齢・障害複合事業所	7	8.8
合計	80	100. 0

行政関係内訳:児童、家庭児童相談室、高齢、その他

その他内訳 : 児童養護施設、NPO 法人(こどもステーション・ファミリーサポートセンター)

ひきこもり・若年無業者、学童保育所、地域子育て支援センター、社会福祉協

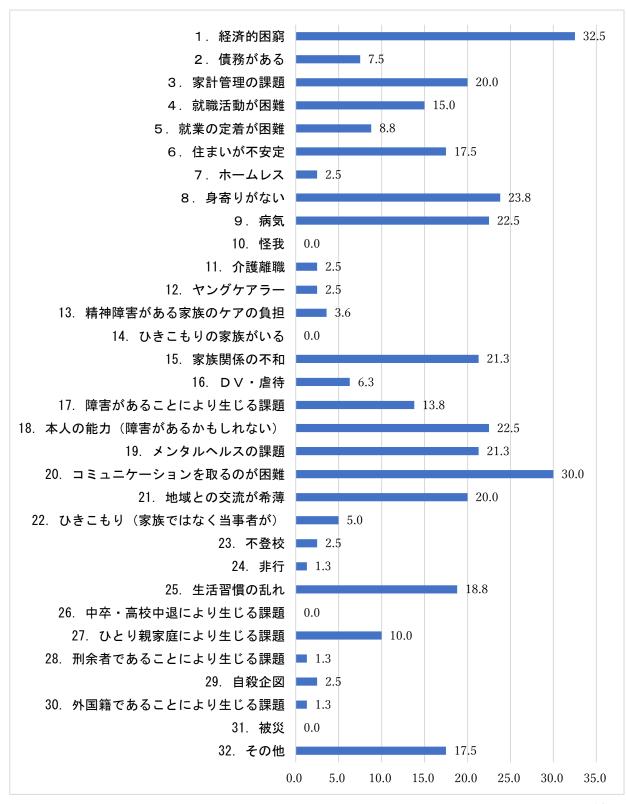
議会

高齢・障害複合事業所 その他 7.5 行政関係 5.0 児童福祉関係事業 23.8 障害者関係事業所 23.8

5

●対応が困難であると感じた事例を構成する主な生活課題(個別事例1つ目)

単位:%



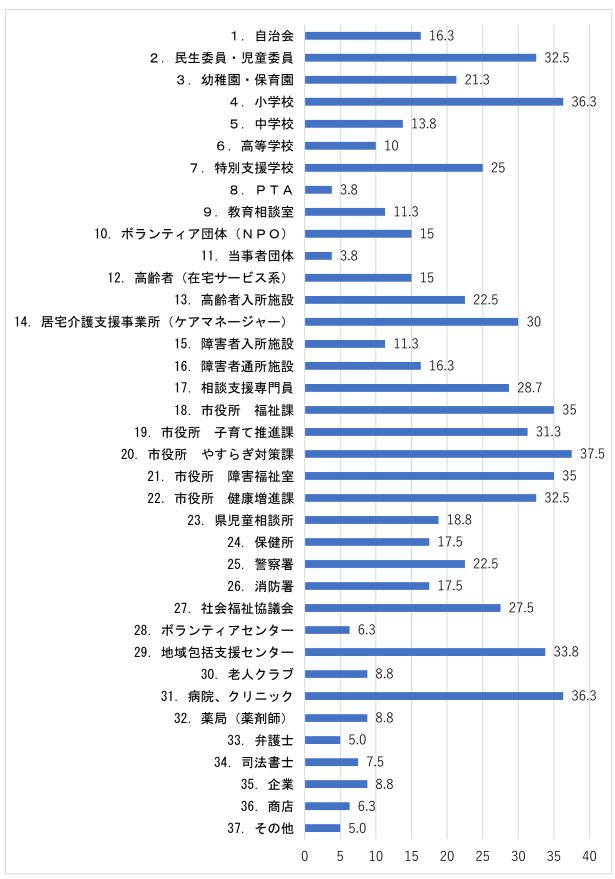
●対応が困難であると感じた事例を構成する主な生活課題(個別事例2つ目)

単位:%



●今後、特に連携していきたいと思う他の団体や専門職





2 社会福祉士等との意見交換会の概要

意見交換会から出された意見・課題等

テーマ1 支援の業務に携わるなかで、日頃、感じている課題

課題の発見に関すること

- ・客観的に見て、課題を抱えていることが明らかであっても、その当事者は問題意識を持っていないケースが多い。 (ゴミ屋敷化等)
- ・地域の福祉を身近なものとして考える機会として、研修や学習会が必要である。
- ・課題の早期発見・早期対応に加え、予防的な取組が必要なため、その仕組みづくりについて検討したい。
- ・課題を抱えていても、自ら相談に訪れない方について、支援につなげるため にどうすれば良いか検討する必要がある。

支援体制に関すること

- ・行政職員の意識や知識の向上のため、研修や学習会が必要である。
- ・市民総合センターには様々な相談を受ける窓口があるため、適切にニーズを 把握し、関係機関が連携して対応することが重要である。

新型コロナウイルスに関すること

- ・コロナ関係の資金貸付に当たっては、外国籍の方といった「これまで関わりを持っていなかった方」からの相談が多く、このような機会をきっかけとして、見守り活動につなげることができるのではないか。
- ・コロナ禍によって顕在化してきた新たなニーズにどう対応していくか課題である。

子育て支援に関すること

・子育ては家族の問題と考えられがちであるが、「地域や社会で子育てをする」 という認識が広がるような活動を検討する必要がある。

中山間部の課題に関すること

- ・人口減少と高齢化のため、互助・共助といった地域の助け合いには限度があり、地域だけでは解決できない課題があることから、外部からの支援が必要である。
- ・通院、通勤、買い物等を行う際の「移動手段」について引き続き検討が必要である。
- ・転入者と地元住民との交流をどう図るかが課題である。

- ・人材育成の観点では、ボランティアの方々の高齢化により活動力が低下し、新たな参加者の参画も減少している。
- ・田辺市は地域の状況が多様であるため、それを踏まえた計画づくりが必要である。
- ・中山間部における行政局の役割は大きいと思われるので、身近な相談窓口を 設置することについての検討が課題である。

意見交換会から出された意見・課題等

テーマ 2

既存の制度では対応が難しいと思われる課題の具体的な内容・事例

・複数の課題を抱えたケース(「高齢」分野と「障害」分野両方の課題を抱えた世帯のケース等)を対応するにあたり、複数の部署にわたるため、関係部署間の連携が難しい場合がある。関係する部署、機関が協議する場を持って、課題解決に向けて話し合うなどの取組が重要である。

また、最初に相談を受け付けた部署が、課題の抽出と解決に向けた方策について整理するとともに、それぞれの課題について関連する部署と協議し、相談者と解決策を一緒に考えていく方策もあると思われる。

- ・課題を抱える当事者が支援を拒否する、セルフネグレクト状態にあるといったケースや、課題を抱える当事者の福祉に対する価値観・生活基準が、社会通念上の「一般的」なものから大きく外れていることから、相談をする側と受ける側の考え方の基準にずれが生じ、課題解決に向けた合意形成が図れない場合がある。
- ・当事者が支援を望んでいないとしても、関係機関で協議する場を設ける等、 今後の対応を検討する必要がある。また、行政機関等と当事者との価値観がず れている場合には、「本人は今の状態をどう思っているのか」ということと、 社会通念上の「一般的」な基準とを照らし合わせて解決策を考える必要があ る。
- ・運転免許がないことで就労に苦労しているケース(住まいが山間地である、運転免許の取得が必須条件である等)があることから、働き先の幅を広げる取組が必要である。例えば、農福連携の観点で、第一次産業(農業、林業、漁業など)と連携した就労の場の提供等が考えられる。
- ・経済的に困窮している母子世帯のケースでは、母親以外の者が子育てをするという選択肢もある。「社会や地域で子育てをする」という考え方や、社会的養護を拡充していく必要がある。例えば、こども食堂という「食事」を提供する支援の場があるが、そこに「子どもの居場所機能」や「学習機能」、「宿泊機能」を上乗せするという方法が考えられる。
- ・学校と連携するに当たり、個人情報保護の観点から情報共有が難しい場合が あるが、重層的支援体制整備事業の実施に係る支援会議の構成員に対しては、

社会福祉法により守秘義務が課せられる。したがって、この法律を適用した体制づくりが出来れば、関係機関で個人情報の共有ができ、課題解決に向けて検討することができる。

- ・多額の借金があり、福祉資金の貸付が利用できないようなケースについては、弁護士や法テラスなどが連携し、自己破産や債務整理の手続を進める等の 支援が必要である。
- ・発達障がいのある方が、家庭環境等が原因で人との関わりを学べないまま成長したケースでは、支援者が提案する支援策を当事者が歪んだ考え方で捉えてしまうこと多く、また、コミュニケーションを取ることが困難なため、対応策を検討する必要がある。
- ・刑余者が地域で受け入れられにくいことについては、プライバシーを保護するとともに、保護司等の関係者との情報共有を図ることが必要である。
- ・ネグレクトが増加しているが、「保護者との信頼関係の構築」と「保護者への課題の指摘と介入」を両立することは困難である。こういった場合の対応例として、「関係調整機能」と「介入機能」の担当部署を分けて対応するという方法がある。
- ・避難を要する災害が発生したとしても、市民の中にはすでに避難を諦め、避 難する意思がない方がいるため、防災意識の向上に向けて、平常時から住民同 士の顔の見える関係づくりを進め、防災意識を啓発することが重要である。
- ・外国籍の方への窓口対応力が弱いと感じるため、外国籍の方への支援についても検討していく必要性がある。

意見交換会から出された意見・課題等

テーマ3

解決に向けての方策の検討

(1) 属性にとらわれない、断らない相談支援体制

~ワンストップ窓口(総合相談窓口)に関すること~

- ・市民総合センターには、各分野の専門窓口が集約され、ワンストップ的な機能を有しているといえるが、それぞれの業務につなげるコンシェルジュ(総合案内役)的な役割が今後求められる。
- ・コンシェルジュを設置し、相談者の困りごとを聞きながら、相談者と一緒になって課題の整理や解決策の提案ができる仕組みづくり、寄り添い型支援(就労支援の一環としてハローワークに付き添い、サポートをする等)が必要である。
- ・市民総合センターが市全体の拠点となり、また、各行政局にも地域の総合相談窓口としての機能を担えるような体制を整備し、更に地域の方が集うサロンで相談ネットワークを構築する等、支援の実践に向けたシステムを構築していく必要がある。

~中山間地域に関すること~

・各行政局にも地域包括的な機能はあるが、市街地に比べると支援体制が弱い 点もあるため、相談支援をしっかりできる専門職を、田辺市全体でどう配置す るのか検討する必要がある。

~その他~

・社協をはじめとする各関係機関との連携を継続するとともに、より強固なものとしていけるよう検討する必要がある。

(2) 参加支援

- ・既存の地域の集まり(認知症カフェ、こども食堂、学習支援等)の中で情報 共有を図ることができるのではないか。
- ・参加支援は、コミュニティカフェ、子ども食堂、放課後児童クラブといった 地域の活動をいかに活発にするかという点で、「地域づくりの支援」にも深く 関係するので、地域づくりの専門職(コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターなど)を通じて、「地域づくりの支援」と一体的に進めていけるよう、今後協議を進めていきたい。

(3) 地域づくりに向けての支援

・地域づくりの主体は「住民」であるが、住民が自主的に動くのには限界があり、また、高齢化の進行によって地域内の住民同士の助け合いだけでは立ち行かなくなってきているため、地域のエリアを超えた応援が必要である。そのためには、地域づくりの専門職(コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターなど)をどう配置するかが課題である。

第2章 各論

1 基本理念と各目標、重点実施項目

(1) 基本理念

本計画は、第3次地域福祉活動計画を継承する一方、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、私たちは現在、3密を避けることやマスクの着用、手指消毒等の徹底をはじめとした「新しい生活様式《注5》」を実践しています。いずれもこれまで考えられなかったことで、コロナ禍は私たちの生活を大きく変えてしまいました。まさに「今まで当たり前だったこと」が「当たり前でなくなる」という象徴的な出来事となりました。 福祉とは住民一人一人の「くらし」に直結するものです。地域福祉を推進するためには、"with コロナ"という概念を抜きにしては語ることはできず、これからの5年間を考えていく本計画においてもその取組の推進には新しい生活様式に沿って行う必要があります。 地域共生社会の実現によりもたらされるセーフティネットの強化は、平時だけでなくこのような非常時にこそ役立つものであると言えます。お互いが支え合いやつながりを強化することで、困難な時代を乗り越えていくことを地域福祉の基本ととらえ、「新しい生活様式から見える地域づくり~地域共生社会の実現に向けて~」を基本理念として、この計画を推進します。

新しい生活様式から見える地域づくり

~地域共生社会の実現に向けて~

(2)基本目標と推進目標

基本理念に基づき、重点的に取り組む目標として、田辺市地域福祉計画との連携・整合を図りながら、3つの基本目標と9つの推進目標を、次のとおり設定します。

基本目標1 地域福祉を支え合える人づくり・つながりづくり

地域共生社会の実現を図るために、日常生活圏域《注6》ごとに配置している 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)《注7》や協議体(地域支え 合い会議)《注8》が中心となって、子どもから大人までボランティア意識を育 てる取組や啓発活動を進め、新しい生活様式のもと、地域づくりの担い手の育成 やサービスの開発等を行いながら、高齢者の社会参加及び生活支援の充実に努 めていきます。

福祉職場は依然として慢性的な人材の不足と定着率の悪化が深刻な課題となっています。紀南福祉人材バンクを軸に、福祉の魅力を伝える啓発活動に取り組むとともに、失業者が急増している社会情勢の中、その受皿になれるよう就職相談会やオンラインを活用した面談等の工夫を図り、求職登録者の増加や新たな採用に繋げていきます。

推進目標(1):地域福祉・ボランティア活動等の支援と協働促進

推進目標(2): 気づきと出会い・学びの場づくり

推進目標(3):福祉人材の育成・定着支援

基本目標2 地域福祉を支え合えるしくみづくり

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズ(社会的孤立、貧困、ひきこもり等) に対応するために、地域包括支援センター《注9》、生活相談センター《注10》、 基幹相談支援センター等の各関係機関との情報共有・連携を図り、分野横断的か つ包括的に支援する総合相談機能の充実に努めます。

権利擁護体制の構築に積極的な対応が求められる中、開設して3年目を迎える「権利擁護センターたなべ」は、令和4年度から田辺市の成年後見に係る地域連携ネットワークの中核機関として、新たに高齢・障害分野における一体的な相談対応を行うことにより、従来から実施している福祉サービス利用援助事業と連携を図ることで、権利擁護に関する総合相談及び成年後見制度の更なる利用支援を行っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対応策として、令和2年3月に始まった生活福祉資金特例貸付については、令和4年度から債権管理(償

還・免除等)の業務が本格的に開始されることに伴い、生活支援の取組についても強化していきます。このほか、地域福祉推進のための体制強化と財源確保にも引き続き努めます。

推進目標(1)地域生活を支援する相談機能の充実と連携の促進

推進目標(2)地域福祉・ボランティアの情報を分かりやすい伝える取組

推進目標(3)地域福祉を支える基盤づくり

基本目標3 たなべあんしんネットワーク活動の推進

国は、地域住民の地域生活課題に対応するために、福祉活動等も含めて包括的に支援できる体制づくりとして「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するための重層的な支援体制を求めています。社協がこれまで進めてきた包括的な相談支援や多機関協働によるチームアプローチと併せて、地域住民、福祉委員等による小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動等)をはじめとする小地域福祉活動と一体となった地域支援を展開し、生活課題等の発見や解決に努めます。

発生が危惧される南海トラフ巨大地震や、最近では毎年のように発生する豪雨災害、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、円滑な避難行動支援及び災害ボランティアセンター《注11》の設置・運営に向けた取組として、各種マニュアルの整備・見直しを行い、小地域の取組から広域にわたる協力・支援体制の整備及び訓練を実施します。

推進目標(1)日常生活圏域におけるコミュニティづくりの推進と活動支援

推進目標(2)地域福祉活動推進等にかかる各種助成制度の充実

推進目標(3)地域を基盤とした防災活動の推進

基本目標1 地域福祉を支え合える人づくり・つながりづくり

SDGs







推進目標(1) 地域福祉・ボランティア活動等の支援と協働促進

<u></u>	
重点実施項目	1-(1)-①ボランティアの楽しさを伝える取組
	1-(1)-②ボランティアを育成する取組
	1-(1)-③ボランティアのマッチング
	1-(1)-④ボランティアグループへの活動支援
	1-(1)-⑤ボランティア連絡協議会の充実強化
現状と課題	本会では、田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮の各地区事務所
	を拠点にボランティアセンター機能を位置づけ、ボランティ
	アに関する相談やマッチング、活動支援を行っています。住民
	のボランティア参加の現状としては、中高生のボランティア
	体験希望者は学校との連携により一定数確保されていること
	と、シニアについては各種講座の受講修了者に働き掛けて活
	動に関わる流れが確立しつつあります。
	しかし既存のグループでは、リーダーやメンバーが高齢化
	して活動の継続が困難になっている現状もあります。
今後の取組	①ボランティアの楽しさを伝える取組
	(ア) ホッと講座《注 12》の開催
	(イ)あそびのきょうしつ《注 13》の開催
	(ウ)ボランティアスクール・各種ボランティア啓発講座
	の開催
	②ボランティアを育成する取組
	(ア)ご近所ボランティア養成講座《注 14》の実施(生活
	支援体制整備事業《注 15》)
	(イ)いきいきシニアリーダーカレッジ《注 16》の開催
	③ボランティアのマッチング
	(ア)ボランティア情報の発信
	(イ)ボランティア登録、紹介とあっせんの活動支援
	(ウ)ボランティア保険加入促進
	④ボランティアグループへの活動支援
	(ア)ボランティア行事用保険加入促進
	(イ)研修・学習の案内・貸館提供

- ⑤ボランティア連絡協議会の充実
 - (ア)ふれあい文化祭《注 17》の開催
 - (イ)加盟団体間の情報交換の場づくり

推進目標(2) 気づきと出会い・学びの場づくり

重点実施項目

- | 1-(2)-(1)小中高等学校への福祉教育支援活動の強化
 - 1-(2)-②気づきと出会い、学びの場づくり
 - 1-(2)-③広報活動や研修活動の強化~地域における福祉教育

現状と課題

誰もが「ふだんのくらしのしあわせ」を感じられるように、 住民一人ひとりが他人事を我が事としてとらえ、自分にでき ることは何かを考えて行動するために、「見て・聞いて・学ぶ こと」と「体験的・実践的に学ぶこと」の両面から学習に参加 することで、自分の力にして、福祉の場に参画することが重要 です。

現在、本会は教育委員会との連携による福祉教育担当教諭を対象にした研修会を開催するとともに、小中高等学校における福祉教育支援活動として、障がい者当事者や施設職員、地域の福祉委員等を講師として派遣し、手話や点字そして高齢者疑似体験等の出前講座を開催し、福祉教育の推進に努めています。

また、福祉教育推進助成では、『こどもボランティア推進助成事業』による小中学校における福祉教育に関する事業や福祉教育推進校連絡会への助成を行い、地域社会を担う児童・生徒の健全な育成を支援しています。

さらに、地域住民の参画を得て、学校、教育委員会、社会福祉協議会が連携し、地域ぐるみで子どもたちの発達段階に合わせた福祉教育を推進していきます。福祉教育は学校も含め、地域を舞台として展開していく必要があります。福祉教育は地域の住民にとっても、自分自身や社会のあり方を考える機会となります。知識や技術の習得だけでなく、地域住民が互いに集い、話し合う中で、地域の問題に気付き、課題を共有する場を持つことができるように取り組みます。

地域においては、市民福祉映画会《注 18》やふれあい文化祭、地域福祉フォーラム《注 19》に参加・協力することで、福祉に関心を持つきっかけづくりと、地域に福祉を広める取組と同時に、学びの場の提供を行っています。

	参加者は中高年層が多く、若者が参加しやすい内容、広報の
	工夫が必要です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点か
	ら多人数での研修会やイベント等の開催が困難となったた
	め、新たな生活様式に即した開催方法(例 オンライン研修や
	WEB 開催等)を検討する必要があります。
今後の取組	①小中高等学校への福祉教育支援活動の強化
	(ア)福祉教育プログラム支援活動の実施
	(イ)こどもボランティア推進助成・福祉教育推進校連絡会へ
	の助成
	(ウ)福祉教育担当教諭を対象にした研修会の実施
	(エ)福祉教育教材の配布
	(オ)学者融合(コミュニティスクール)への参画
	②気づきと出会い、学びの場づくり
	(ア)ボランティアスクール(ボランティア体験)の実施
	(イ)あそびのきょうしつの開催
	(ウ)応援カフェ《注 20》(障がい者就労準備と交流の場)の
	実施
	③広報活動や研修活動の強化~地域における福祉教育
	(ア)市民福祉映画会の実施
	(イ) 明日へのかけ橋フォーラム《注 21》
	・社会福祉功労者表彰式の実施
	・地域福祉講演会の実施
	(ウ)ふれあい文化祭の開催
	(エ)地域福祉フォーラムの開催

推進目標(3) 福祉人材の育成・定着支援

重点実施項目	1-(3)-①紀南福祉人材バンク事業(福祉人材無料職業紹介事
	業)の運営
	1-(3)-②福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施
	1-(3)-③保育士人材確保事業の実施
現状と課題	本会は平成9年度に和歌山県社協から紀南福祉人材バンク
	事業(以下「人材バンク」という。)を受託し、紀南地方の「福
	祉の仕事」を専門に紹介する無料職業紹介所として、福祉の職
	場への就職を希望する人と、人材を求める福祉施設・事業所の
	橋渡しを行っています。
	また、福祉分野への就労を支援・促進するための就職相談会

や面接会等の開催や採用・定着できる職場づくりとして事業 所セミナー《注22》や福祉のしごと塾《注23》等を開催して、 人材確保に向けた取組を進めています。平成28年度からは保 育士人材確保事業にも着手しています。

介護分野においては、仕事の身体的・精神的な負担感や処遇・労働条件等から離職率も高く、社会における介護の仕事へのネガティブイメージの定着や求人側の即戦力を求める傾向が、介護分野から他分野への人材流出を起こしている等の理由により、人材が充足し難い状況になっています。特に、訪問介護員(ホームヘルパー)や福祉分野を希望する看護師の人材難は深刻化し、介護従事者等の人材確保が大きな課題となっています。

福祉人材の確保は、今後も必要かつ重要な取組であり、大きな課題となっています。

今後の取組

- ①紀南福祉人材バンク事業(福祉人材無料職業紹介事業)
 - (ア)福祉の職場への就職に係る相談
 - (イ)求人・求職者の登録、紹介とあっせん
- ②福祉・介護人材マッチング機能強化事業
 - (ア)福祉・介護・保育のしごとフェア・面接会
 - ・福祉・介護・保育のしごとフェア(年2回:田辺市)
 - ・福祉・介護・保育のしごと相談面接会(年1回:新宮 市)
 - (イ)介護の仕事未経験者向け介護基礎研修会・就職相談会の 実施(年2回)
 - (ウ)学校訪問、福祉の仕事「出前講座」
 - 福祉専門職による介護の仕事「出前講座」の実施
 - (エ)福祉の仕事「出張相談」の実施~ハローワークと南紀若 者サポートセンターと連携(年6回:新宮市)
 - (オ)潜在的有資格者の再就職促進(年2回:田辺市と新宮 市)
 - (カ) 職員の定着促進及びキャリアアップ支援
 - 福祉施設等経営者セミナーの開催(年2回:田辺市)
 - 福祉の「しごと塾」の開催 介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士の資格取 得準備講座
 - (キ)福祉の仕事「職場体験」

- (ク)福祉の仕事イメージアップ事業
 - ・本会広報紙、ホームページ資料への情報提供
 - ・福祉のしごとPRキャンペーンの実施
 - ・「介護の日」PRキャンペーンの実施
- ③保育士人材確保事業
 - (ア)潜在保育士の再就職に係る相談等(園見学、出張相談、 保育士応援カフェ)
 - (イ)保育士の定着支援に係る相談等
 - (ウ)潜在保育士の再就職支援研修の実施(再就職支援研修 及び実習研修)

基本目標2 地域福祉を支え合えるしくみづくり

SDGs









推進目標(1) 地域生活を支援する相談機能の充実と連携の促進

重点実施項目 現状と課題

2-(1)-①包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の強化 住民の皆さんが生活していく上で困難をきたし、地域の福 祉課題を抱えているときに気軽に相談することができる、専 門職による相談窓口が身近な地域の中で整備されることが必

要です。

田辺市では市民総合センターを保健福祉センターと位置付け、市の保健福祉部局と本会を含め、男女共同参画推進室、地域包括支援センター、権利擁護センターたなべ、生活相談センター、基幹相談支援センター「にしむろ」《注24》、西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」《注25》(旧「ゆめふる」)、ひきこもり相談窓口「ひとのわ」、家庭児童相談室、母子健康包括支援センター「たなっこ」、教育委員会等の関係する機関が必要に応じて連携を図りながら、住民の皆さんが抱える生活課題に対応する「相談支援機能」の充実に努めています。

本会は市から高齢者、障がい者、生活困窮者、権利擁護等の個別支援に係る様々な事業を受託運営する一方、12の小地域における「たなべあんしんネットワーク《注26》」活動をサポートしながら、ネットワークづくりや地域の組織化、ボランティア活動支援といったサービスの調整や開発を行うなどの「コミュニティワーク機能」を重視した支援の展開に努めています。

こうした「相談支援機能」と「コミュニティワーク機能」を 統合することで、重層的な相談窓口における「相談支援機能」 を強化し、「ワンストップ」で相談に対応できる包括的・総合 的・分野横断的な相談支援体制づくりを進めることで、複合的 な福祉課題を抱える住民の方々に対応できるよう、属性にと らわれない支援体制づくりに努めています。

令和6年度中に、市民総合センターにある保健福祉センター機能は、新庁舎に移転することになっていますが、平成30年

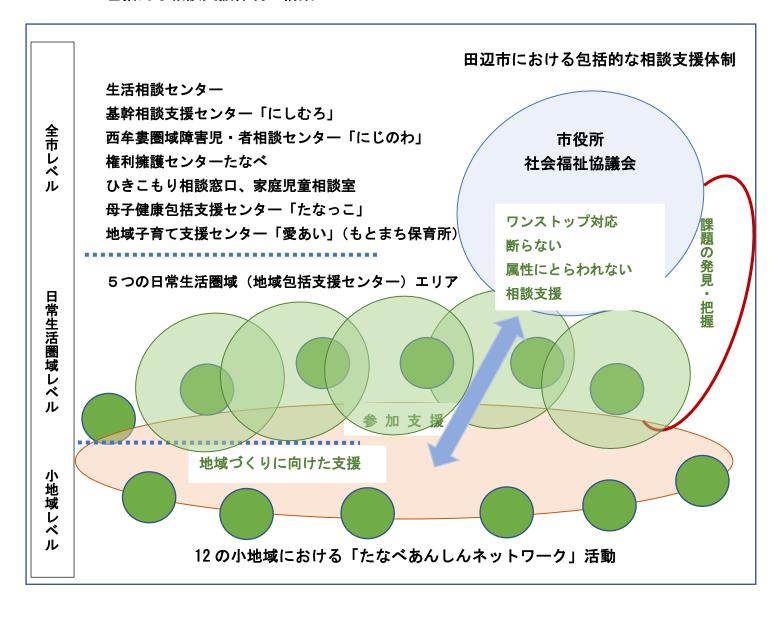
8月に策定された「田辺市新庁舎整備基本計画」では、「社会福祉協議会(中略)などは、新庁舎に移転しない予定」と明記されており、今後、田辺市と社協との連携(「相談支援機能」と「コミュニティワーク機能」との統合化)をこれまで通り継続していくにはどうすべきか本会と保健福祉部局において検討する必要があります。

今後の取組

田辺市から高齢者、障がい者、生活困窮者、権利擁護等様々な事業を引き続き受託運営する中、関係する機関と連携を図りながら、「相談支援機能」と「コミュニティワーク機能」を統合することで、重層的な相談窓口における「相談支援機能」を強化し、「ワンストップ」で相談に対応できる包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制づくりを進めることで、複合的な福祉課題を抱える住民の方々の相談に対応できるよう、属性にとらわれない支援体制づくりに努めていきます。

併せて、令和6年度中に、市民総合センターにある保健福祉センター機能を新庁舎に移転することに伴い、重層的支援体制の構築に加え、コンパクトなコミュニティ、小規模多機能自治《注 27》、地域共生社会の実現が求められています。「相談支援機能」と「コミュニティワーク機能」の連携のあり方について、多角的な視点でDX(デジタルトランスフォーメーション)《注 28》の考え方を取り入れ、活用する等未来志向的にいかに実践していくか、「社協本来の役割・市との連携」について再認識し、これまでの市民総合センターにおける協働・連携をいかに維持していくか、本会と保健福祉部局とで引続き協議していきます。

包括的な相談支援体制の構築



1 重点実施項目	2-(1)-②地域型地域包括支援センターの運営
現状と課題	平成 29 年4月から、日常生活圏域における地域ケア体制
	を充実させるために、4つの行政局管内(龍神・中辺路・大
	塔・本宮)に地域型地域包括支援センターを設置し、地域福
	祉の基盤体制の充実を図り、適正なサービスが提供できるよ
	う、地域ケアの充実や権利擁護事業、介護予防ケアマネジメ
	ント業務等に努めています。
	行政局管内では、人口減少・高齢化が進んでいる地域が多

くあり、社会資源も少なく、孤立・買物・医療・介護・移動 手段等の様々な課題を抱えています。

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域課題を住民と関係機関が共有し、従来からある地域での支え合いと併せて、地域の課題解決に向けて関係機関と連携し、必要な社会資源の整備や地域ぐるみの介護予防等に取り組んでいく必要があります。

介護予防プランの作成件数が増加傾向にあり、その受皿づくりを検討する必要があります。

今後の取組

4つの行政局管内(龍神・中辺路・大塔・本宮)に設置した地域包括支援センターにおいて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種が、引き続きそれぞれの専門性をいかし連携しながら、分担して業務を行っています。

(事業内容)

- (ア)第1号介護予防支援事業
- (イ)総合相談支援業務
- (ウ)権利擁護業務・虐待防止への取組
- (エ)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (オ) 一般介護予防事業の介護予防把握事業
- (カ)地域ケア会議の運営
- (キ)介護予防支援事業
- (ク) その他関連する事業の実施団体との連携
 - ・在宅医療・介護連携推進事業
 - 生活支援体制整備事業

月1回開催する基幹型地域包括支援センターとの会議において、情報の共有を図り、事業の方向性と責任体制を明確にしながら業務を行うとともに、2ヶ月に1回開催する本会と地域包括支援センターとの会議においては、課題を共有しながら、課題解決に向けて協議を進めていきます。

介護予防プランの作成件数が増加傾向にある中、その受皿 づくりについても引き続き検討していきます。

重点実施項目 2-(1)-③「権利擁護センターたなべ」の運営 現状と課題 成年後見制度の利用を進めていくために、田辺市は「権利擁 護センターたなべ」を令和2年 10 月に開設しました。このセ ンターでは、権利擁護に関する総合相談、成年後見制度の利用 支援のほか、先進地の取組を参考としたあんしん生活支援事 業《注 29》と併せて、従来から実施している判断能力に不安 のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方への支援を 行う福祉サービス利用援助事業《注 30》と、法人として成年 後見人を受任し、身上監護や財産管理の支援を行う法人後見 事業《注31》を実施しています。 現在、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用者 は増加傾向にあり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の 増加が見込まれる中、権利擁護支援の必要性は高まっていく と考えられます。今後の権利擁護の取組として、住み慣れた地 域で、その人らしく安心して生活するためにその人の意思決 定を支えることが大切です。そのために、成年後見制度の周知 普及活動をはじめ、相談支援体制を強化して、制度を必要とす る人にとって、利用しやすい仕組みに整えていくことが必要 です。 今後の取組 (1)制度に対する関心を高め、制度の理解(周知)と利用し やすい環境づくり ①制度の周知・啓発 ②相談窓口の設置・相談機能の強化 ③制度の適正な運用と利用支援 (ア) 福祉サービス利用援助事業 (イ) 法人後見事業 (ウ) 成年後見制度利用支援事業《注32》 (エ) 福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移 行支援 (オ) あんしん生活支援事業や任意後見制度《注33》を含 めた権利擁護支援 ④制度運用に必要な人材の養成 増加する権利擁護のニーズに対応するためには、成年後 見人等の担い手として法人後見人や市民を後見人として 養成していく仕組みづくりが必要です。先進地の事例等を 参考に、人材養成の仕組みづくりについて研究します。

- (2) 関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる 仕組みづくり
 - ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
 - (ア) 地域連携ネットワークの役割
 - (イ) 本人を後見人と共に支える「チーム」による対応
 - (ウ) 協議会等の体制づくり
 - ②中核機関《注34》の設置と運営

(中核機関が担う機能と業務)

- (ア) 広報機能…研修会、リーフレット配布
- (イ) 相談機能…相談窓口の設置
- (ウ) 成年後見制度利用促進機能…法人後見の担い手 の養成
- (エ)後見人支援機能…成年後見人等の状況把握と意 見交換

国の制度改正等に注視し、その動向を踏まえながら、具体的 な取組を進めます。また、地域福祉や既存の資源・仕組みを活 用し、地域福祉計画やその他の福祉計画など既存の施策と有 機的な連携を図りつつ、市や関係機関等が連携して、地域にお ける体制整備を行い、定期的に本計画の進行状況等の評価・点 検を行います。

重点実施項目	2-(1)-④生活困窮者・低所得世帯等への相談支援
現状と課題	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支える。
	もに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的

ع ع 的に 生活福祉資金貸付事業《注35》を実施しています。

令和2年3月から始まった特例貸付については、新型コロ ナウイルスにより生活に影響を受けた方々の窓口となって相 談受付を継続しています。

平成27年度4月に生活困窮者自立支援法が施行され、失業 や借金など根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理 できるように、状況に応じた支援計画の作成や関係機関への つなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行う家計改善支援 事業《注36》を実施しています。

緊急食料等提供事業(フードバンク) 《注 37》は、令和2 年度に県社協の助成金を活用してモデル的に開始した事業 で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に食

料等の生活に必要な現物を提供することにより、世帯の自立 を促し、社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう支援 するために実施しています。

併せて、債務世帯等の状況把握、見守り、声掛け等のきめ細かな対応を行い、債務者等の生活の安定を目指し、もって償還 (債権回収)に結びつけることを目的に生活福祉資金債務世帯等自立支援事業《注38》を実施しています。

生活困窮等の問題については金銭的な問題だけではなく、 生活課題等(貧困、孤独死、ひきこもり、虐待、認知症等)の 影響もあり、多様で複合化しているケースも多くあり、貸付だ けでは解決できない課題が多く出てきています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活困窮者は増加しており、就労支援等の課題もあり、関係機関や専門職、あるいは地域の様々な関係者との連携が必要で、課題解決に向けた個別的かつ包括的な支援が必要になってきています。

今後の取組

- (ア)生活福祉資金貸付事業の実施
- (イ) 家計改善支援事業の実施
- (ウ)生活福祉資金債務世帯等自立支援事業の実施
- (エ)生活福祉資金債権管理事業の実施
- (オ)緊急食料等提供事業 (フードバンク) の実施
- (カ) 各関連機関等との連携及び支援
- (エ)包括的支援の体制整備

令和4年度から、特例貸付に係る債権管理(償還・免除等)を中心とした業務(約10年間の見込み)が本格的に始まりますが、特例貸付をきっかけに把握した要支援世帯に対し、社協の強み=「協働・連携」をいかし生活支援を実施していきます。

事業及び指定障害児相談支援事業)《注42》を実施しています。

(生活福祉資金債権管理事業)《注39》

重点実施項目 2-(1)-⑤障がい者を地域で支える取組(地域生活支援事業) 《注 40》~西牟婁圏域(田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町・みなべ町)広域化 現状と課題 本会の自主事業として障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行・地域定着に向けた取組(指定一般相談支援事業)《注 41》やサービス等利用計画の作成(指定特定相談支援

西牟婁圏域の相談支援体制の強化を図るため、圏域の市町 (田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町・みなべ町)は令和2 年4月、障がい児者の相談等を総合的に行う地域の中核的な 役割を担う機関として「基幹相談支援センターにしむろ」を設 置し、本会は「基幹相談支援センター等機能強化事業」を受託 し、地域生活支援拠点等整備の強化を図っています。

「基幹相談支援センターにしむろ」と「西牟婁圏域障害児・ 者相談センターにじのわ」は、圏域の市町から4つの法人(和 歌山県福祉事業団・ふたば福祉会・やおき福祉会・田辺市社会 福祉協議会)が受託し、協働で事業運営しています。

そのほか、障がい者が自分らしい生活を実現し社会参加していくために、さまざまな技術や経験を身につけていく教室の開催や、視覚障がい、知的障がい又は精神障がい等のある意思疎通を図ることが困難な方に支援者を派遣する事業を市から受託していますが、障害分野に精通した専門職の確保と定着、育成(後継養成)が大きな課題となっています。

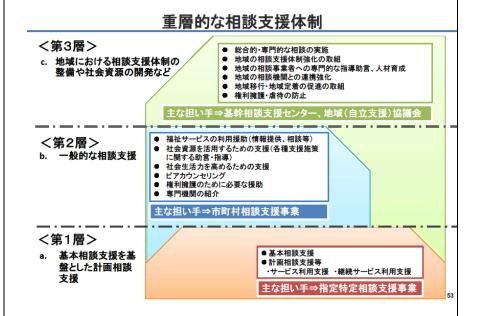
今後、西牟婁圏域において、拠点等の整備を含め、障がい児・ 者が地域で安心して生活を送ることができる仕組みを構築す るために、「基幹相談支援センターにしむろ」と「西牟婁圏域 障害児・者相談センターにじのわ」の両者がこれまで通り連携 して、相談支援を一体的、効果的に実施できるよう、圏域の市 町(田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町・みなべ町)の保健 福祉部局と4つの法人(和歌山県福祉事業団・ふたば福祉会・ やおき福祉会・田辺市社会福祉協議会)において検討する必要 があります。

今後の取組

- (ア)ー般及び特定相談支援事業の実施
- (イ) 基幹相談支援センター「にしむろ」への運営参加
 - ・基幹相談支援センター等機能強化事業の実施
- (ウ)障害児・者相談センター「にじのわ」(旧「ゆめふる」) における相談支援
 - ・障害者相談支援事業の実施
- (エ) 障害者レクリエーション教室(自立生活プログラム) 《注43》の開催
- (オ) 視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業《注44》の実施
- (カ)知的障害者等意思疎通支援者派遣事業《注45》の実施
- (キ)障害者移動支援事業《注46》の実施

- (ク)障害者日中一時支援事業《注47》の実施
- (ケ)身体障害者訪問入浴サービス事業の実施

「相談の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月19日厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課)では、総合支援法で規定されている相談支援事業を次の3層の構造に区分しています。



それぞれの相談支援が相互に連携を図りながら、個別ケース支援から地域課題の解決までの幅広い領域における相談支援に引き続き取り組んでいきます。併せて、各種事業を受託するにあたり、障がい者の社会参加及び意思疎通の円滑化を図っていきます。

相談支援体制が西牟婁圏域に広域化し、令和6年中に市民 総合センターにある行政機能が新庁舎に移転することに伴 い、今後きめ細かな相談対応と連携の強化が求められます。

「基幹相談支援センターにしむろ」と「西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ」がこれまで通り連携して、相談支援を一体的、効果的に実施できる体制をどう構築していくべきか、多角的な視点でDX(デジタルトランスフォーメーション)の考え方を取り入れ活用することで、円滑な業務が遂行できるよう、圏域の市町(田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町・みなべ町)の保健福祉部局と4つの法人(和歌山県福祉事業団・

ふたば福祉会・やおき福祉会・田辺市社会福祉協議会)で引き 続き協議していきます。

推進目標(2) 地域福祉・ボランティアの情報を分かりやすく伝える取組

推進日保(4)	世界価位・ハノンナイグの情報をガかりですく伝える収益
重点実施項目	2-(2)-①広報活動の充実・強化
	2-(2)-②生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推
	進
	2-(2)-③小地域を基盤とした「口コミ」による情報共有の推
	進
現状と課題	本会が取り組んでいる事業を、広く住民の方々に関心をもっ
	ていただくための広報啓発活動は、住民を主体とした地域福
	祉を推進するためにも欠かすことができません。
	現在、社協広報紙「福祉日和」、視覚に障がいがある方向け
	の音声による広報を発行しています。また、ホームページの開
	設や、SNSを活用した情報発信も取り入れています。
	このほか、和歌山放送やFM TANABE等各報道機関へ積極的に
	情報提供を行っていきます。
	事業面においても、広く地域の方に社協の存在や取組を知
	っていただくことを目的に"地域リビング「よりみちサロンい
	おり」《注48》"の運営は、地域住民の交流の場として、また
	ボランティアの活動拠点としても認知されてきています。
	今後も「社協は何をするところか」「これから何をしようと
	しているのか」を地域住民に伝える努力が求められています。
	そのために、事業内容や発信方法を工夫し、多くの住民の方が
	参加できるイベント企画や広報手段も課題となっています。
今後の取組	①広報活動の充実・強化
	(ア)広報「福祉日和」の発行(年11回)
	(イ)声の広報(吹き込みボランティアによる定期的な支援)
	(ウ)ホームページ、SNS(Facebook、Twitter、Instagram、
	LINE)での福祉・ボランティア情報の提供
	②生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進
	(ア)和歌山放送及びFM TANABE等への情報提供
	(イ)よりみちサロンいおり運営による広報啓発、情報発信
	③小地域を基盤とした「口コミ」による情報共有の推進
	(ア)地域のふれあいサロンに出向いての情報発信

推進目標(3) 地域福祉を支える基盤づくり

推進日標(3)	四域倫祉を文える基盤つくり
重点実施項目	2-(3)-①安定的な財源の確保
	2-(3)-②共同募金運動の推進
	2-(3)-③役職員等の研修推進
	2-(3)-④関係機関・団体等との連携と協働体制の強化
現状と課題	住民主体の地域福祉を推進する上で、人材と財源の基盤を
	強化し体制を整備することは不可欠です。
	本会では法制度の動向や多様化している地域の福祉課題に
	ついて学ぶために、役員研修会や福祉委員研修会(地域福祉フ
	ォーラム) 等を開催するとともに、社協職員としての専門性を
	身につけ、公益的な使命を果たすことができる人材育成を図
	るために、積極的に外部研修に参加しています。
	本会の地域福祉推進の財源は社協会員会費《注49》、共同募
	金助成金《注50》、寄付金で賄われている一方、行財政の逼迫
	による補助金等の削減が続き、経営的に自立した社協運営が
	求められる中、介護保険サービス等による収益が自主財源確
	保の大きな柱となってきました。しかし年々、会費や寄付等の
	実績が減少していることに加え、介護保険サービス等自主事
	業の収益の約40%(非課税分)を積み立て、地域福祉活動実践
	に還元していく仕組みを構築してきましたが、近年は、度重な
	る介護報酬の減額改定や、他の事業者との競合、コスト面(人
	件費、事業費) から、サービス内容によっては収益が見込めな
	い状況となり、積み立てが厳しい状態が続いていることから、
	今後の事業活動に大きな影響を及ぼす恐れがあります。
	地域課題が複雑化する中、その解決に向けて、多様な主体が
	連携・協働し合うネットワークを構築する取組が求められて
	おり、本会では市民総合センターを拠点に、多機関協働による
	包括的な相談支援を行っています。
今後の取組	①安定的な財源の確保
	(ア)社協会員会費、共同募金、寄付金等について地域住民へ
	の広報
	(イ)地域福祉活動の「見える化」の取組
	(ウ)在宅福祉事業の適正な運営
	②共同募金運動の推進
	(ア)助け合い理念の普及

- (イ)募金ボランティアの活動を通した福祉への意識啓発
- ③役職員等の研修推進
 - (ア)役員研修会の実施と外部研修会への積極的な参加
 - (イ)福祉委員研修会(地域福祉フォーラム)の実施
- ④関係機関・団体等との連携と協働体制の強化

安定的な財源確保を図るために、社協会員会費、共同募金、 寄付金等の活用について、町内会・自治会や福祉委員、民生委 員・児童委員の協力を得ながら、住民の方々への理解促進に努 めるとともに、地域福祉活動のための助成制度、地域リビング 「よりみちサロンいおり」運営等の自主事業を通じて、社協会 員会費等が地域へ還元されていることが「見える」仕組みづく りにも積極的に取り組んでいきます。

法改正等で国の動向に左右されますが、引き続き在宅福祉 事業の適正な運営を行うことで、安定的な財源確保に努めま す。

また、役職員等への研修の推進に努める一方、地域課題が複雑化する中、その解決に必要な多様な主体(関係機関)が連携・協働し合うネットワークを構築する取組として、引き続き本会がプラットフォーム《注51》としての役割を担いながら、多機関協働による包括的な相談支援を行っていきます。

基本目標3 たなべあんしんネットワーク活動の推進

SDGs





推進目標(1) 日常生活圏域におけるコミュニティづくりの推進と活動支援

推進日禄()	ロ市工心回域にのいるコミューノインへりの推進と心動又版
重点実施項目	3-(1)-①小地域単位のコミュニティづくりの推進
	~市内 12 地区の福祉委員会活動における福祉活動支援~
現状と課題	市内 12 地区の福祉委員長・副委員長で構成する福祉委員連
	絡会を開催し、福祉委員会活動や防災への取組等の地域福祉
	事業について話し合うとともに地区単位での懇談会も開催し
	ています。福祉委員(委員数 960 人)は地域の中での「孤立」
	を防ぐふれあい声かけ活動、住民相互の交流を深め支え合う
	関係をつくる共生型ふれあい・いきいきサロン等の小地域ネ
	ットワーク活動を通じて、日常生活の中で住民相互の結び付
	きを強め、福祉課題を発見する機能のみならず、福祉課題の解
	決に努めています。
	令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
	住民による自主運営のサロン活動や福祉委員等による見守り
	活動を自粛する傾向にあり、新しい生活様式の下、サロン活動
	や見守り活動の進め方について検討する必要があります。
今後の取組	見守り・声かけ及び交流活動の支援
	(ア)見守り・声かけ支援
	年末見守り支援、ふれあい型配食サービス事業、愛の日事
	業、ボランティア温泉宅配事業、登下校時の子ども見守り
	活動
	(イ)地域の交流支援
	ひとり暮らしの集い、おでかけふれあいいきいきサロン
	(ウ)子育て世代の交流支援
	子育てサークル「ほっとスペース」活動支援、ベビーマッ
	サージとママサロンの実施、ちびっこあつまれ
	(エ)地域性を重視した生活支援
	介護用品のあっせん、霊柩車の運行(火葬送迎)、福祉用
	具リサイクル事業
	それぞれの地域の特性や地域生活課題に応じた活動を、新
	しい生活様式のもと、住民自身が選択し、つくり出しながら、
	活動を展開していけるよう引き続き支援していきます。

参考:福祉委員会活動状況(令和3年4月現在)

地区名	東部	南部	中部	西部	芳養谷	秋津谷	三栖谷	新庄	龍神	中辺路	大塔	本宮
単位自治会等数	14	11	14	12	15	5	5	9	21	34	29	46
委員数(人)	86	93	70	56	68	82	116	42	101	63	88	95

重点実施項目 | 3-(1)-②生活支援体制整備事業の運営

現状と課題

平成 18 年度から、市町村による地域支援事業《注 52》が始まりました。この事業は、介護給付・予防給付とは別に、被保険者(介護保険)が要介護状態になることを予防(介護予防)し、要介護状態等になった場合も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるように実施するものです。平成 23 年、介護保険法の一部が改正され、地域支援事業の中に「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)《注53》が創設され、さらに、平成 27 年度の法改正により「新しい総合事業」として本格的な取組を進めていくために、多様な高齢者の日常生活を支える仕組みづくりを充実させること、高齢者の生きがいや介護予防につながる社会参加の機会を確保することを一体的に推進するため「生活支援体制整備事業」が創設されました。

本会は平成29年4月から生活支援体制整備事業を田辺市から受託するにあたり、新しい地域支援事業に取り組むために、5つの日常生活圏域(田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮)ごとに「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置し、「協議体(支え合い会議)」を設置しました。住民のニーズや課題、地域ごとの社会資源を把握し、様々な主体と住民ニーズとのマッチングや不足している社会資源の発掘等を行うために、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めています。生活支援コーディネーターと協議体は、助け合い活動の創出・充実に向けて、10年後、20年後、自分たちはどのような地域で暮らしたいか(目指す地域像)を見据え、できるだけ多くの人たちが地域に関わっていけるような働きかけを行っています。生活支援コーディネーターは、地域福祉を推進するために、高齢者や未就学児を対象としたサロン活動、子ども

	の通学路での見守り活動、担い手養成など各地区の特色に沿
	った多くの小地域ネットワーク活動を推進し、第3次活動計
	画において取り組んできました。
今後の取組	今後も日常生活圏域ごとに実施している小地域ケア会議や
	生活困窮者支援を進めていくための協議体など、地域の関係
	者が集まり、個々の住民の支援のあり方や地域における支援
	の仕組みづくり、生活支援サービスや社会資源の開発などに
	ついて協議し、調整しながら実践していく仕組みを整備して
	いきます。
	・「ご近所ボランティア養成講座」の開催
	・田辺市地域介護予防活動支援事業の周知
	・協議体(支え合い会議)・・・4ヶ月に1回
	・生活支援コーディネーター会議・・・6ヶ月に1回
	より包括的な相談支援体制を構築していくため、5つの日
	常生活圏域ごとに、高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮
	者などを支援する相談機関や、必要に応じて関係機関、専門
	職、地域住民の集まり、支援が必要な住民の情報共有や各種サ
	ービスや支援方法を検討する場を整備するなど、個々の住民
	の支援のあり方や地域における支援の仕組みなどについて協
	議し、実践していくための仕組みづくりが必要です。

重点実施項目	3-(1)-③住民主体の小地域福祉活動の支援【田辺地区】
現状と課題	圏域の基本情報
	人口等(令和3年3月末現在)
	①人口 61,031 人
	②うち 65 歳以上 19, 236 人
	③高齢化率 31.5%
	市街地エリア(東部・南部・中部・西部)と農村・住宅地エ
	リア(芳養谷・秋津谷・三栖谷・新庄)に分かれ、市街地エリ
	アは都市的機能が集中した地域で、交通の利便性がよく人口
	が集中していますが、若い世代を中心に郊外地域への人口流
	出が進み、市街地の中心部は高齢化が進んでいます。農村・住
	宅地エリアは、農村地域の中に、若い世代が多く居住する新し
	い住宅団地が点在する地域です。総合病院、社会福祉施設等が
	整備され、大型商業施設もあり、交通の利便性も良い地域で
	す。子育て中の若年世代が多く居住し、高齢化率は市内でも低

	い地域となっています。
	高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、
	人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み
	合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野に
	またがる課題を抱える等「複合化」しています。
	こういった状況を踏まえ、人々の困りごとを把握し、住み慣
	れた地域で安心して暮らしていけるために、人と人のつなが
	りを再構築するための取組が必要になります。
今後の取組	住民主体の小地域福祉活動の支援
	(ア)生活支援コーディネーターによる小地域の現状把握
	と必要な支援体制の構築
	(イ)よりみちサロンいおりの運営(個別相談機能の強化)
	(ウ)まめひこカフェ(認知症カフェ)《注 54》の開催
	(エ)サロン団体等への積極的な関わりとサポート
	(オ)応援カフェの実施 (障がい者就労準備と地域交流)

重点実施項目	3-(1)-③住民主体の小地域福祉活動の支援【龍神地区】
現状と課題	圏域の基本情報
	人口等(令和3年3月末日現在)
	①人口 2,977 人
	②うち 65 歳以上 1,303 人
	③高齢化率 43.8%
	龍神地区では、過疎による人口減少が進み、高齢化率も高い
	地域となっています。また、後期高齢者の割合が高く、人口の
	概ね4人に1人が後期高齢者となっています。
	地区内の各地域で人口が減少する中、1 人暮らしや高齢者の
	み世帯の増加に伴い、地域から孤立し、閉じこもりがちな高齢
	者も増加しており、そういった高齢者へのケアが必要となっ
	ています。
	また、地区内の医療機関や、旧田辺市内の総合病院などへの
	受診の際の交通手段が乏しく、交通手段の確保が課題です。
今後の取組	住民主体の小地域福祉活動の支援
	(ア) 生活支援コーディネーターによる小地域の現状把握と
	必要な支援体制の構築
	(イ)きらきら等、サロン活動の把握・活動支援
	(ウ)地域におけるボランティア活動の把握・活動支援

- (エ) 地域の課題を解決するための仕組みづくり
- (オ) 交通手段確保への仕組みづくり

重点実施項目	3-(1)-③住民主体の小地域福祉活動の支援【中辺路地区】
現状と課題	圏域の基本情報
	人口等(令和3年3月末日現在)
	①人口 2,510人
	②うち 65 歳以上 1, 159 人
	③高齢化率 46.2%
	中辺路地区では、過疎による人口減少や高齢化が進んでおり
	地域での支え合いが難しくなっている地域もあり、生活をす
	る上での課題が多くなっています。
	このような状況を踏まえ、地域や人々の困りごとを住民目線
	で把握し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるために、
	住民主体の活動を中心に民間の活動や公的な制度を組み合わ
	せながら、地域のつながりを再構築するための取組が必要に
	なります。
今後の取組	住民主体の小地域福祉活動の支援
	(ア) 生活支援コーディネーターによる小地域の現状把握と
	必要な支援体制の構築
	(イ)住民主体のサロン活動の把握・活動支援
	(ウ)地域におけるボランティア活動の把握・活動支援
	(エ) 地域の課題を解決するための情報を共有していく仕組
	みづくり

重点実施項目	3-(1)-③住民主体の小地域福祉活動の支援【大塔地区】
現状と課題	圏域の基本情報
	人口等(令和3年3月末日現在)
	①人口 2,462人
	②うち 65 歳以上 948 人
	③高齢化率 38.5%
	大塔地区は、住みやすい地区として子育て世代にも人気が
	あり、市町村合併当初は、保育園児が 100 名を超えたほどで
	す。しかし近年、人口が減少し少子化・高齢化が進み、特に中
	心部から山間部に入ると独居世帯が大半となります。今まで
	担い手だった方も高齢化し、住民はますます身動きがとれず

	地域の課題は多様化しています。
	これらの現状を踏まえ、住み慣れた場所で安心して暮らす
	ため公的制度や民間の活動を取り入れつつ、住民のつながり
	を構築するための取組が求められています。
今後の取組	住民主体の小地域福祉活動の支援
	(ア) 生活支援コーディネーターによる小地域の現業把握と
	必要な支援体制の構築
	(イ)居場所や情報交流の拠点づくり
	(きらきらサロン等)
	(ウ) 担い手となるボランティアの養成
	(工) 世代間交流
	(オ) 地域行事・イベントへの参加

重点実施項目	3-(1)-③住民主体の小地域福祉活動の支援【本宮地区】
現状と課題	圏域の基本情報
	人口等(令和3年3月末現在)
	①人口 2,570人
	②うち 65 歳以上 1, 286 人
	③高齢化率 50.0%
	本宮地区は、交通が不便な山間部にあり田辺市内からの距
	離も遠く、住民同士の繋がりや支え合いは残っているものの、
	近年人口の減少・高齢化が進んでおり高齢者のみ世帯・一人暮
	らし世帯が増加する中で、今後ますます、高齢化率が高くなる
	ことが予測されます。地区内の社会資源については、少なく選
	択肢がない状況の中、地域住民は暮らしていく上での様々な
	課題を抱えています。
	このような状況を踏まえ、地域住民が安心して生活できる
	ために各関係機関で課題分析等をしながら、住み慣れた地域
	で生活を継続していくための体制を作っていく取組が必要に
	なります。
今後の取組	住民主体の小地域福祉活動の支援
	(ア) 生活支援コーディネーターによる小地域の現状把握と
	必要な支援体制の構築
	(イ)介護予防地域巡回型介護予防教室(居場所づくり)の開
	催
	(ウ)おおるりふれあい広場(認知症カフェ)の開催

(エ) サロン団体等への積極的な関わりとサポート
(オ) 担い手となる各種団体等への養成

推進目標(2) 地域福祉活動推進等に係る各種助成制度の充実

重点実施項目	3-(2)-①社協会員会費を財源とした各種助成による福祉活動
	支援
現状と課題	社協会員会費を財源として、ふれあいサロン団体や福祉の
	取組を行う団体を対象に、活動助成金を交付しています。
	また、重度の障がいがある方が社会参加するための交通手
	段として、タクシー券の助成事業も行っています。
	今後も必要な方や団体に活用していただける様に、事業の
	活用方法や周知方法を検討しながら進めていきます。
今後の取組	地域福祉活動推進等にかかる各種助成制度の運用
	(ア)地域福祉活動推進助成《注 55》
	(イ)福祉団体等活動助成《注 56》
	(ウ)重度障害者福祉タクシー券交付《注 57》

推進目標(3) 地域を基盤とした防災活動の推進

重点実施項目	3-(3)-①災害時に備えた体制の強化
	3-(3)-②防災啓発活動の推進、防災訓練の実施
	3-(3)-③災害時の要配慮者支援
現状と課題	国全体で防災意識が一層高まっている中、田辺市において
	も、近い将来に南海トラフを震源とする大規模地震の発生が
	懸念されています。本会は、避難行動支援や災害ボランティア
	センターの設置・運営に向けた取組が円滑に実施できるよう
	に、地域での防災訓練に加え広域にわたる協力・支援体制の整
	備及び訓練を実施しています。
	また、災害に強いまちづくりを推進するために、日頃から声
	かけや見守り活動ができる体制づくりを推進しています。
今後の取組	①災害時に備えた体制の強化
	(ア)平常時の声かけや見守り活動の実施
	(イ)緊急連絡カード《注58》の配布
	(ウ)災害ボランティアセンター中核スタッフ養成研修への
	参加(県社協主催)
	(エ)「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」
	《注 59》の作成及び見直し

- (オ)「社会福祉協議会における災害時の相互支援協定」 《注60》に基づく災害救援活動への協力
- (カ) 災害ボランティアセンター運営に必要な資機材等の確保
- (キ) 自主防災組織運営事業助成金《注61》の交付
- ②防災啓発活動の推進、防災訓練の実施
 - (ア)災害時相互支援訓練《注62》(災害ボランティアセンター設置運営訓練等)の実施
 - (イ)西牟婁災害対応訓練事業《注63》の実施(田辺市・上富 田町・白浜町・すさみ町)
 - (ウ)田辺市との協働による災害訓練等への参加
 - (エ)広域・同時多発災害対応訓練《注64》への参加(県社協 主催)
- ③災害時の要配慮者支援
 - (ア) 地域における避難行動要支援者の把握
 - (イ) 災害ボランテイアの確保
 - (ウ) 自主防災組織との連携や情報交換

防災と福祉が強い関係性を持っていることから、防災と福祉を結び付けた取組が多くの地域で実施されるように、先進的な取組の紹介や、立ち上げ、活動の支援を行っていきます。

本会は、令和3年7月1日に田辺市と「田辺市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」を新たに締結し、センター業務として、救助と災害ボランティア活動との調整並びに災害ボランティアの受入れ及び派遣を行うこととなっています。 平常時の取組として、関係団体等との情報交換、災害訓練等を行い、連携を深めながら災害時における体制づくりを行っていきます。

今後、新型コロナウイルス感染が懸念される状況における 災害ボランティアセンターの設置・運営等について、感染拡大 防止に配慮した災害ボランティアセンターの運営が求められ る中、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の作 成及び見直しを行っていきます。

用語解説

- ■注1 地域共生社会:制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
- ■注2 SDGs (持続可能な開発目標) (エス・ディー・ジーズ): SDGs とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。 2015 年9月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 ヶ国が、世界が抱える課題の解決を図るため、17 の目標を掲げ、2016 年から 2030 年の 15 年間での達成を目指すというものです。日本においても、SDGs 推進本部が置かれ「SDGs アクションプラン」の策定などを通じて、その推進に取り組んでいます。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT



SDGs の基本的な理念は、「誰一人取り残さない」社会の実現です。日本語訳ではこのように能動形にされることが多いのですが、原文では "We pledge that no one will be left behind" と受動形なので、「私たちは、誰一人取り残されないことを誓う」というような訳になります。さらにいえば、文末の"by us"が略されています。つまり、私たちは、"私たちに"よって、誰一人取り残されない社会を、世界を目指すという壮大な理念です。

「持続可能」な社会は、そこにかかわる人たち全てが主体的、積極的に参加・ 参画し、責任をもって取り組むという営みがなければ達成しません。「一人ひと りを大切にする」ということを、様々な課題と関連づけて、各主体が自覚的に取 り組むところに SDGs の醍醐味があります。

この地域福祉計画においても、こうした SDGs の理念や考え方を踏まえて策定することが求められています。

■注3 地域包括ケアシステム:要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことです。介護保険法が平成 12 (2000) 年から施行され、全国的に平成 18 (2006)年度から地域包括支援センターが設置されるようになり、平成 24 (2012)年度から、それぞれの地域の実情に合った「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が目指されるようになっています。

介護保険法は基本的に高齢者を対象とした制度ですが、「8050問題」や「ダブルケア」といった問題を含めて、今後は年齢にかかわらず、「世帯」単位の包括的な支援が求められることになります。

こうしたことから、「地域包括ケアシステム」と地域福祉は極めて近い関係に あるといえます。

- ■注4 権利擁護センターたなべ:田辺市は、成年後見制度の利用を進めていくために、「権利擁護センターたなべ」を令和2年10月に開設し、本会が運営を受託しています。
- ■注5 新しい生活様式:新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防止するために、厚生労働省が公表した行動指針です。新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐためには、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させなければなりません。令和2年(2020)年5月4日における専門家会議(現.分科会)の提言を受け、新型コロナウイルスの感染者数が減少し感染者が少なくなった地域においても、再び感染が拡大するのを防ぐために、日常生活において実践すべきものとして、マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保等をはじめ、様々な実践例が公表されています。

- ■注6 日常生活圏域:介護保険制度における地域包括ケアでは、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」に必要なサービス資源を整えることが求められており、地域福祉計画においても、地域の福祉課題にきめ細かく対応するため、地域の特性に合わせた生活圏域を設定することが有効と考えられます。田辺市では、合併前行政管区(旧5市町村の各地域内)を日常の生活圏域としています。
- ■注7 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員):「生活支援コーディネーター」は別名「地域支え合い推進員」とも言い「地域」で「支え合い」を「推進」する人です。生活支援コーディネーターの業務には、① 地域で行われている支え合い活動など、資源の洗い出し、② ニーズの洗い出し、③ 資源とニーズのマッチング、④ 協議体の事前準備、⑤ その他、地域での支え合いの推進に関すること等があります。
- ■注8 協議体(支え合い会議):協議体とは、地域に支え合いの輪を広げて行くために、地域住民同士で話し合う場です。田辺市では、市内全域を対象とした第1層協議体(田辺市が直営)を設置した上で、市内を5地区に分け第2層協議体(本会が受託運営)の設置を進め、地域の実情に合った話し合いの場作りを進めています。本会はこの会議を「生活支援体制整備事業検討会」とし、5つの日常生活圏域で4ヶ月に1回開催しています。
- ■注9 地域包括支援センター:介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う市区町村が設置する機関。介護保険法の改正により、田辺市では平成 18 年度から設置されています。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)が配置され、専門性を生かして、相互連携しながら業務にあたっています。
- ■注 10 生活相談センター:生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に自立の支援を行うことを基本理念とする生活困窮者自立支援法(平成 27 年 4 月施行)に基づき設置している相談支援機関。
- ■注11 災害ボランティアセンター:被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効果的・効率的に行うための災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンターのこと。本会では「田辺市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に従い、田辺市が災害対策本部を設置し、災害ボランティ

アセンターの活動調整等を実施するための組織を設置する必要があると認めた 時は本会と協議の上、センターを設置し、本会はその運営に携わります。

- ■注 12 ホッと講座: 幅広く多くの方々に福祉への理解・関心をもってもらい、福祉の活動に参加・協力してもらえるよう毎月第3月曜日に「よりみちサロンいおり」にて開催している福祉の入門講座。
- ■注 13 あそびのきょうしつ:遊びや体験を通じて、やさしさや人とのふれあいの大切さ等、福祉の心を育む事を目的に、地域の皆さまから寄せられた社協会員会費や赤い羽根共同募金助成金を財源に開催している教室。市内の小学校1年生から3年生を対象に毎月第2土曜日、「よりみちサロンいおり」で開催しています。
- ■注 14 ご近所ボランティア養成講座(総合事業基準緩和型サービス事業研修): 田辺市介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービス事業研修実施要領に定める研修。平成 29 年度から本会が田辺市より受託し地域の担い手の育成を行っています。
- ■注 15 生活支援体制整備事業:生活支援体制整備事業では、地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めていきます。今後、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年や高齢者数がピークに達する 2040 年に向け、高齢者のみ世帯や認知症高齢者が増加すると考えられています。それに伴い、高齢者が生活を送っていく上でのニーズも急増すると予測されており、地域での支え合いが今まで以上に必要となります。生活支援体制整備事業では、支え合いによる地域づくりを推進し、高齢化に伴って発生する課題に対応していきます。介護保険制度の改正により、平成29 年度から本会に受託し事業を実施しています。
- ■注 16 いきいきシニアリーダーカレッジ田辺校:平成2年から毎年開催している「田辺紀の国長寿大学」の流れを汲む事業として、田辺市がこれまで県社協から受託してきましたが、平成25年度からは本会が受託。高齢者がその持てる力を十分に発揮し、「だれもが生きがいを持ち、健康で自立した生活を送れる長寿社会づくり」のため、地域活動をリードする人材を養成し、高齢者の社会参加活動を促進するために行う教室。

■注 17 **ふれあい文化祭**:福祉種別(高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉)に とらわれず、地域の福祉施設が同じ立場でひとつのことに取り組み、地域のみな さんとふれあいたいという想いを受けて、平成6年度から開催されているイベ ント。回を重ねるごとに、福祉施設だけでなく、趣旨に賛同いただいた一般の 方々、地域のボランティア団体、企業、行政等の参加を得て、だれもが楽しみ、 よろこびを共有できる文化祭へと発展しています。

この文化祭では、心のバリアフリーをともに学び、だれもが安心して暮らせる 福祉のまちづくりの推進を目的に開催しています。

- ■注 18 市民福祉映画会:本会の活動を住民の皆様に理解していただくとともに、共同募金運動の一環として田辺市共同募金委員会、(株)紀伊民報と共催で毎年開催している映画会。収益金は地域福祉事業に活用されています。
- ■注 19 地域福祉フォーラム:福祉委員を対象にした研修会、年1回開催しています。多様化している地域の福祉問題に対して、先駆的な取組事例の紹介や講演会等を行っています。
- ■注 20 応援カフェ:「よりみちサロンいおり」を拠点として、①福祉課題を抱える人の自立支援の場(社会参加に向けたトレーニング、福祉に関する総合相談窓口)②地域ボランティア(各種講座修了者、福祉委員、民生委員等)の活動と連携の場と位置づけ、住民主体の地域福祉を推進することを目的に開催していている事業。
- ■注 21 明日へのかけ橋フォーラム:社会福祉功労者表彰式と併せて、未来を 創る子供たちの福祉教育・ボランティア学習の成果を共に学ぶ場として毎年開催しているイベント。最近は一般市民や福祉の新たな視点を持って、その後の地 域福祉活動に役立つテーマによる講演会等を開催しています。
- ■注 22 事業所セミナー(福祉施設等経営者セミナー・福祉人材定着支援セミナー):福祉施設管理職及び職員を対象に、就労した人材が職場への定着へとつながり、次代を担う人材に成長できるよう福祉職場における人材育成の取組を支援するための講義。
- ■注 23 福祉のしごと塾:福祉の資格取得(介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士)を目指している方を対象にした受験対策講座。福祉資格(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員)の取得を目指している方を対象に勉強会を開催し、

キャリアアップや職員間の横のつながりづくりを支援し、福祉人材の育成を図っています。

- ■注 24 基幹相談支援センター「にしむろ」: 令和2年4月、西牟婁圏域の市町(田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町・みなべ町)は、共同で基幹相談支援センター「にしむろ」を設置しました。本会は基幹相談支援センター等機能強化事業を受託し、西牟婁圏域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施しています。
- ■注 25 西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」: 令和3年4月、今までの西牟婁圏域の市町での個別の委託形態から、西牟婁圏域全体での委託形態に再編し、障害者相談支援事業を受託する機関として「西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ」(旧「ゆめふる」)を設置しました。「にじのわ」は、ふたば福祉会、やおき福祉会、和歌山県福祉事業団、田辺市社会福祉協議会の4法人共同で運営し、相談支援専門員が常駐する中、障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行っています。
- ■注 26 たなべあんしんネットワーク:小地域(町内会・自治会~小学校区)において、住民と住民とが様々な取組を通じて、「絆」を強め、お互いに支え合い、助け合えるコミュニティづくりを進める活動を基盤として、相談支援体制の構築や様々な福祉サービス活動の充実とネットワーク化、また権利擁護の仕組みづくりや福祉を支える人づくり、さらには福祉のまちづくりを含めた田辺版の地域福祉の総称をいいます。
- ■注 27 小規模多機能自治:小規模ながらも、様々な機能をもった、住民自治の仕組み。 言い換えると、概ね小学校区域において、目的型組織や地縁型組織等のあらゆる団体が結集し、地域課題を自ら解決し、地域運営を行う仕組み。公民館等拠点施設も有する。
- ■注 28 DX(デジタルトランスフォーメーション):「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という仮説。
- ■注 29 あんしん生活支援事業:一人暮らしの高齢者の方が「いざという時の

リスク」に備えて準備し、ご自身の希望に沿った生活が継続できるよう支援する 事業です。本事業には以下の6つのメニューがあります。

- (1) 見守りサービス(月に一度、定期的な電話連絡や訪問による状況確認)
- (2)入院等支援事業(入院説明等の同席や契約の立会い、緊急に入院した際の 指定連絡先への連絡、主治医への情報提供、必要物品のお届け等)
- (3) 介護保険施設等入所支援事業 (入所説明時の同席や契約の立会い等)
- (4)生活支援サービス(入院・入所等した際の預貯金管理、公共料金等の支払 支援、市役所への手続、郵便手続、各専門職への仲介)
- (5) 医療同意支援事業(判断能力の低下に備え、事前に医療同意・指示書の作成)
- (6) 死後事務委任事務(公正証書遺言の作成支援及び執行支援)
- ■注 30 福祉サービス利用援助事業:判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者、精神障がい者などに対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるように支援することを目的とする事業。
- ■注 31 法人後見事業:成年後見制度は精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。法人後見事業は社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人(成年後見人等)になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない人の保護・支援を行う事業。
- ■注 32 成年後見制度利用支援事業:成年後見制度の申立てを支援し、制度の 普及・啓発を行う事業。
- ■注 33 任意後見制度:本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、 将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と代理人(任意後 見人)を、自ら事前の契約(公正証書)によって決めておく制度。
- ■注 34 中核機関:権利擁護支援を必要とする住民の方を迅速に適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。
- ■注35 生活福祉資金貸付事業: 低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯を対

象に、その世帯の生活意欲の助長・促進や経済的自立を図るために必要最小限の 資金を無利子または低利で貸し付ける制度。また、令和2年3月25日からは新型 コロナウイルス感染症拡大の影響により休業や失業等をした方々に生活福祉資 金(緊急小口資金・総合支援資金)の特例貸付も併せて実施しています。(窓口 業務は令和4年8月31日をもって終了予定)

- ■注36 家計改善支援事業:平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の中の一つとして、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する事業。
- ■注 37 **緊急食料等提供事業(フードバンク**): 令和 2 年度から県社協の助成金を活用しモデル事業として開始。自主事業として緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった方に、3 日間程度の食料等を提供しています。
- ■注38 生活福祉資金債務世帯等自立支援事業:令和2年度から和歌山県社協から受託、債務世帯の状況把握、見守り、声かけ等のきめ細かな相談支援を行い、債務世帯者等の生活の安定を図ることを目的に実施しています。
- ■注39 生活福祉資金債権管理事業:生活福祉資金特例貸付をきっかけに把握した要支援者世帯に対し、「特例貸付の事務費」や社協の強み=「協働・連携」を活かし生活支援(個別支援)を実施していく事業。
- ■注40 地域生活支援事業:地域支援事業は、障がい者が生活する地域の環境や居住する障がい者の人数、障がい程度に応じ、市町村や都道府県が必要な支援を柔軟に行う事業です。内容については、地域の事情に応じて様々です。
- ■注 41 指定一般相談支援事業:入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対する地域移行に向けた支援(地域移行支援)や、入所施設や地域生活が不安定な方に対して、地域生活を継続していくための支援(地域定着支援)を行う事業。
- ■注 42 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業:障害福祉サービス等を申請した障がい者(児)について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行う事業。

- ■注43 障害者レクリエーション教室(自立生活プログラム): 障がい者が社会で自立生活をするために必要な、対人関係・金銭管理・健康管理などの生活技能を学ぶプログラムを実施する教室。通称、「自立生活プログラム」と呼んでいます。
- ■**注44** 視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業: 視覚障がいその他の障がいのために字の読み書きが困難な方を対象として代読・代筆を行うヘルパーを派遣する事業。
- ■注45 知的障害者等意思疎通支援者派遣事業:18歳以上65歳未満で、在宅で生活(グループホーム利用者は除く。)をし、知的障がい又は精神障がいがあり他者と意思疎通を図ることが困難な方に対し、意思疎通を図る際の支援者の派遣を行う事業。
- ■注 46 障害者移動支援事業:外出時に移動の支援が必要な障がい者等に対し、 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う事業。
- ■注 47 障害者日中一時支援事業:障がい者等の日中における活動の場を提供し、障がい者等の見守りや社会に適応するための日常的な訓練、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の場を提供する事業。
- ■注 48 地域リビング「よりみちサロンいおり」:住民相互の支え合いとボランティア育成を目的に、地域コミュニティの拠点となるスペースを作り、福祉分野にとらわれず地域住民が立ち寄り、安らげる居場所。厚生労働省は新しい福祉サービスの提供ビジョンとして「小さな拠点(多世代交流・多機能型の福祉拠点)」の必要性を唱えています。
- ■注 49 社協会員会費: 社会福祉協議会では、福祉委員をはじめとする住民の方々と共に地域福祉の向上に取り組んでいます。その財源は、主に寄付金、共同募金助成金、社協会員会費で賄われています。会費を納入することによって住民の皆さんに地域福祉活動に参加していただくという意味があります。この社協会員会費も含めて、社協の諸活動への参加全体をもって、それに係わる人々や団体が社協組織を構成していると考えることができます。

- ■注 50 共同募金助成金:共同募金会にお寄せいただいた寄付金をもとに、共同募金会から様々な福祉活動を実施する社会福祉施設や団体等に資金支援を行うことを「配分」といい、この配分には「広域配分」(和歌山県域で活動している民間福祉活動のための配分)と「地域配分」(各市町村で活動している民間福祉活動のための配分)があります。このうち「地域配分」として社会福祉協議会の活動事業費に充当される配分金。
- ■注 51 プラットフォーム:共通の目的(課題解決)を達成するためにつくられる場や空間をいいます。
- ■注52 地域支援事業: 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合でも住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう支援する事業です。この地域支援事業は、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」から構成され、2006(平成18年)年度から始まりましたが、介護保険法の改正により、「介護予防事業」が予防給付の一部と介護予防事業が再編された「介護予防・日常生活支援総合事業」となり、また、「包括的支援事業」に「生活支援体制整備事業」などの新規事業が含まれました。田辺市では、この新しい地域支援事業を平成29年度から実施しています。こうした制度改正は、「地域の支え合いの体制づくり」を目標として掲げ、住民とともに地域のニーズ把握や資源開発をすすめるものであり、社協はこの仕組みづくりに真正面から取り組み、地域福祉を推進する必要があります。
- ■注 53 介護予防・日常生活支援総合事業:市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。平成 27 年 4 月の介護保険法の改正により市町村の判断で 3 年間の猶予期間を設けることができ、田辺市では平成 29 年 4 月から本格実施しています。
- ■注54 認知症カフェ:認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目ざした活動などができる場所をいいます。田辺市社協が運営する地域リビング「よりみちサロンいおり」で実施している認知症カフェの名称は"まめひこカフェ"、本宮保健福祉総合センターうらら館で実施している認知症カフェの名称は"おおるりふれあい広場"です。

- ■注 55 地域福祉活動推進助成:「たなべあんしんネットワーク」の推進と、 その他の地域福祉課題の解決のために、住民が主体となって取り組む福祉活動 に対する助成。
- ■注 56 福祉団体等活動助成:社会福祉に関する活動を行う団体が、田辺市社会福祉協議会の活動に積極的に参画し、ともに地域福祉の推進を図る活動に対する助成。
- ■注 57 重度障害者福祉タクシー券交付: このタクシー券は、昭和 56 年の国際障害者年を機に、重度障がい者(児)に「完全参加と平等」のもと障がい者福祉の一層の向上を目指し、障がい者の行動範囲を広げ、活動の機会を増やすことを目的に発行しています。受給対象者は田辺市の住民登録者である、身体障害者手帳 1級、療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1級の方に対して発行します。ただし、施設入所されている方と自動車税の減免を受けておられる方については、対象外となります。1回の乗車につき旅客運賃 500 円を上限とし、年間20回分を助成します。
- ■注 58 緊急連絡カード:事故や病気等で、名前や連絡先等自分自身の情報を伝えられない時に、救急隊員やその場に居合わせた人等、助けてくれる人に必要な情報を知らせる手段として活用することを想定しています。社協では、小地域福祉活動において、高齢者や障がい者など要配慮者の見守りに活用することを推進しています。
- ■注 59 災害ボランティアセンター設置運営マニュアル:地震や津波、風水害等の大規模自然災害により被災した際に、被災市町村社会福祉協議会が迅速に現地災害ボランティアセンターを設置・運営するためのマニュアル。
- ■注 60 社会福祉協議会における災害時の相互支援協定:平成 23 年台風 12 号 災害(紀伊半島大水害)の経験・教訓から、社会福祉協議会間の相互支援をより 一層強固なものとするため、平成 24 年 1 月 30 日に県社協及び県内 30 の市町村 社協が、災害時の職員派遣や資機材の貸与・提供等について締結したもの。
- ■注 61 自主防災組織運営事業助成金:自主防災組織(町内会または自主防災組織等)であって、田辺市自主防災組織育成事業補助金のうち組織運営事業補助金の交付決定を受けた団体に対し、10,000 円を上限に支給します。交付回数は自主防災組織1団体につき1会計年度1回とし、財源は善意銀行預託金。

- ■注 62 災害時相互支援訓練:災害発生時に当会が行政や各種団体、地域ボランティア等と連携し、市内各地区の状況に合わせた対応ができるよう避難及び生活支援等の訓練を5地区の輪番制により毎年度実施。本会は、災害発生から生活を再建していくまで、その中で高齢者や障がい者の抱える不安やニーズを把握し、要援護者が抱える課題を明らかにするとともに、地域住民、ボランティアの協力を得ることにより、災害発生時はもとより平常時にもその活動が活かせるまちづくりに繋げていくことを目的とし実施しています。
- ■注 63 西牟婁災害対応訓練事業:平成 29 年度から実施している西牟婁圏域 (田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町)の4社協が連携した災害訓練。
- ■注 64 広域・同時多発災害対応訓練:令和元年度から紀南・紀北・紀中を拠点に開催する和歌山県社協主催の災害対応訓練。県内複数市町村が被災した場合、各地域の状況に即した支援を迅速に届けるためには、地元と外部支援者・団体の協働による課題解決の取組や支援体制構築が不可欠です。また、被災地で活動の拠点となる災害ボランティアセンターが多様な主体により運営されるようになった今日、県内の関係者が連携・協働して支援を進めるうえでも、活動情報の共有、共通認識は重要な鍵となります。そこで、災害ボランティアセンター運営シミュレーションを通して、県域における相互支援の関係づくりや基本のルールづくりを行い、また、一人ひとりが生活支援の視点から必要となる活動を学び合い、災害時にも、地域を超えた助け合いの活動を展開できることを目的に開催する訓練。

社会福祉法人 田辺市社会福祉協議会

令和4年3月策定

〒646-0028 田辺市高雄一丁目 2 3 - 1 電話 0739-24-8319 Fax 0739-26-2928